

# 慶弔見舞金規程

## 慶弔見舞金規程

(目的)

第〇条 この規程は、従業員における慶弔禍福に際し支給する慶弔見舞金について規定するものである。

(受給手続き・届け出)

第〇条 従業員がこの規程により慶弔見舞金を受けようとする場合には、所定の様式によって、会社に届け出なければならない。

2 従業員は、前項の届け出に際し、事実を確認できる書類を添付しなければならない。ただし、会社が認めた場合には、添付する書類の全部又は一部を省略することがきる。

(支給事由の範囲)

第〇条 慶弔金及び見舞金の支給対象となる事由については、次の各号のとおりとする。

- (1) 本人の結婚
- (2) 本人又は配偶者の出産
- (3) 本人及び家族の死亡
- (4) 災害見舞金
- (5) その他必要と認められる場合。

(結婚祝金)

第〇条 従業員が結婚した場合には、次の各号に定める勤続年数の区分に応じて、当該各号に定める額の結婚祝金を支給する。

- (1) 勤続1年未満の者… 円
- (2) 勤続1年以上3年未満の者… 円
- (3) 勤続3年以上の者… 円

2 結婚祝金は、再婚までを対象とし、その後の結婚は対象としない。

3 結婚祝金を請求する従業員は、原則として「結婚祝金請求書」に、結婚を証明する書類（「結婚届受理証明書」の写し等）を添えて提出しなければならない。

(出産祝金)

第〇条 従業員又はその配偶者が出産した場合には、出産祝金として 円  
を支給する。

(弔慰金)

第〇条 従業員が死亡した場合には、死亡退職金のほか、次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める額の弔慰金を支給する。

- (1) 従業員が業務上の事故等により死亡した場合… 円
- (2) 従業員が業務に起因しない事由により死亡した場合… 円
- 2 前項により弔慰金を支給する場合には、事業主名をもって弔電を発信する。  
次条においても同様とする。
- 3 会社は、第1項の弔慰金に充てる原資のため、〇〇生命保険会社と〇〇団体生命保険契約を締結するものとする。

(家族弔慰金)

第〇条 従業員の家族（次の各号に掲げるものに限る。）が死亡した場合には、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定める額の家族弔慰金を支給する。

- (1) 配偶者の死亡の場合… 円
- (2) 子の死亡の場合… 円
- (3) 父母又は同居する義父母の死亡の場合… 円
- 2 家族弔慰金を請求する従業員は、原則として「家族弔慰金請求書」に、家族の死亡を証明する書類（「死亡診断書」、「火葬許可証」の写し、「死亡届の記載事項証明書」の写し等）を添えて提出しなければならない。

(災害見舞金)

第〇条 従業員が居住する住宅が非常災害（盗難を除く。）により住居や家財に損害を受けた場合には、次号の各号に定める損害の程度の区分に応じて当該各号に定める額の災害見舞金を支給する。

- (1) 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失した場合… 円
- (2) 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失した場合… 円
- (3) 住居又は家財の損害が前号に準ずるものと認めるとき… 円
- 2 災害見舞金を請求する従業員は、原則として「災害見舞金請求書」に、市区町村長、消防署長又は警察署長の証明を受け、被害状況が確認できる書類（「り災

証明書」又は「非常災害に関する証明書」の写し等)を添えて提出しなければならない。

- 3 第1項の「住居」とは、従業員の所有権の有無にかかわらず、現に従業員が生活の本拠として会社に届け出ている住所の建造物をいう。
- 3 第1項の「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な一切の家財(従業員又は必要者の所有に係るものに限るものとし、不動産、現金、預貯金、有価証券等を除く。)をいう。

(重複支給の取扱い)

第〇条 第●条に規定する支給事由の範囲について、同一の事実について2名以上の受給資格がある場合には、結婚祝金を除き、役職上位にある者1名に対して支給する。ただし、役職が同じ場合には、年齢が上の者を支給対象者とする。

(規程の改廃)

第〇条 この規程は、関係諸法規の改定及び会社状況及び業績等の変化により必要がある場合には、従業員の代表と協議の上改正又は廃止することがある。